(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月25日

愛知県知事殿

提出者

住所 愛知県豊田市小坂本町 1-5-10 氏名 ヤハギ道路株式会社 取締役社長 成田達美 電話番号 0565-36-1112

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

	事業場の名称	ヤハギ道路株式会社 事業本部				
-	事業場の所在地	愛知県豊田市御船町山ノ神 56-2-3				
計	画 期 間	令和4年度(令和 4年 4月~ 令和 5年 3月)				
当記	亥事業場において現に行	fっている事業に関する事項				
	①事業の種類	06 総合工事業				
	②事業の規模	元請完成工事高 459, 213 万円				
	③従業員数	89 人				
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	がれき類・ガラス陶磁器くず⇒中間処理業者に委託して再生骨材として再資源化 汚泥 ⇒中間処理業者に委託して、土砂として再資源化 木くず ⇒中間処理業者に委託して、チップとして再資源化 金属・廃プラ・紙くず⇒中間処理業者に委託して、破砕・圧縮して 再資源化 混合物 ⇒中間処理業者に委託して分別し、再資源化				

(日本工業規格 A列4番)

産業	産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項								
	(管理体制図)								
	事業本部(産業廃棄物処理総括責任者)								
	安全環境課								
	施工部 工務積算課(産業廃棄物管理担当)								
	作業所(産業廃棄物処理責任者)								
産業	・ 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係	関する事項							
		【前年度(令和3年月	度) 実績】						
		産業廃棄物の種類	別紙1のとお り						
		排出量							
	1 現状 (これまでに実施した取組) 排出の抑制となる工法への見直しを検討した。								
		【令和4年度 目標】		Γ					
		産業廃棄物の種類	別紙1のとお り						
		排出量							
	2 計画 (今後実施する予定の取組) 排出の抑制となる工法への見直しを検討する。								
 產夠	└──── と廃棄物の分別に関する	事項							
	業廃棄物の分別に関する事項 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①現状 がれき類はアスファルトとコンクリートに分別して再生処理委託している。								
	②計画	(今後分別する予定の がれき類はアスファルト。							

自	ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
		【前年度(令和3年度)実績】			
	1 現状	産業廃棄物の種類				
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t		
		(これまでに実施した 実施していない。	取組)			
		【令和4年度 目標】				
		産業廃棄物の種類				
	2 計画	自ら再生利用を行う産 業廃棄物の量	t	t		
		(今後実施する予定の 実施する予定はない				
自	 う行う産業廃棄物の中間					
		【前年度(令和3年度)実績】				
		産業廃棄物の種類	/ J.			
		自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	t	t		
	 1 現状 	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t		
		(これまでに実施した 実施していない。	取組)			
		【令和4年度 目標】				
		産業廃棄物の種類				
		自ら熱回収を行う産 業廃棄物の量	t	t		
	2 計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t		
		(今後実施する予定の 実施する予定はない。	取組)			

自	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
		【前年度(令和3年月	度) 実績】				
		産業廃棄物の種類					
	1 現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t		t	
		(これまでに実施し7 実施していない。	た取組)				
		【令和4年度 目標】					
		産業廃棄物の種類					
	2 計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t		t	
		(今後実施する予定はない 実施する予定はない	- , ,				
産	・ 業廃棄物の処理の委託は	こ関する事項					
		【前年度(令和3年月	度)実績】				
		産業廃棄物の種類	別紙2のとお り				
		全処理委託量					
		優良認定処理業者への 処理委託量					
		再生利用業者への 処理委託量					
	1 現状	認定熱回収業者への 処理委託量					
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量					
		(これまでに実施し7 再生利用業者への9		最終処	分量の低減を	けかった。	

		【令和4年度 目標】			
		産業廃棄物の種類	別紙3のとお り		
		全処理委託量			
	2 計画	優良認定処理業者への 処理委託量			
		再生利用業者への 処理委託量			
		認定熱回収業者への処 理 委 託 量			
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量			
		(今後実施する予定の可能な限り再生利用をはかる。		委託を行い、最終	終処分量の低減
*	事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応 じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和3年度)実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	石綿含有 がれき類	汚泥	ガラス・陶磁 器くず	木くず
排出量	1,564 t	10 t	4,335 t	18 t	121 t
産業廃棄 ①物の種類 理	金属くず	廃プラスチッ ク類	廃油	混合物	
現 	1 t	5 t	1 t	1, 169	

(これまでに実施した取組)

排出の抑制となる工法への見直しを検討した。

【令和4年度 目標】

	_					
	産業廃棄 物の種類	がれき類	石綿含有 がれき類	汚泥	ガラス・陶磁 器くず	木くず
	排出量	1,500 t	0 t	4,000 t	10 t	100 t
CV min	産業廃棄)物の種類	金属くず	廃プラスチッ ク類	廃油	混合物	
直		0	5 t	0 t	1,000 t	

(今後実施する予定の取組)

排出の抑制となる工法への見直しを検討する。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和3年度)実績】

産業廃棄物の種 類	がれき類	石綿含有が れき類	汚泥	ガラス・陶磁 器くず	木くず
全処理委託量	1,564 t	10 t	4,335 t	18 t	121 t
優良認定処 理業者への 処理委託量	0t	0 t	0 t	0 t	0 t
再生利用業 者への処理 委託量	1,564 t	10 t	4, 335 t	18 t	121 t
認定熱回収 業者への処 理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収 業者以外の 熱回収を行 う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種 類	金属くず	廃プラス チック類	廃油	混合物	
之 全処理委託量	1 t	5 t	1 t	1169 t	
優良認定処 理業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
再生利用業 者への処理 委託量	1 t	5 t	1 t	1,169 t	
認定熱回収 業者への処 理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収 業者以外の 熱回収を行 う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	

(これまでに実施した取組)

再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかった。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【令和4年度 目標】

•							
産業廃棄物の種 類	がれき類	石綿含有がれ き類	汚泥	ガラス・陶磁 器くず	木くず		
全処理委託量	1,500 t	0 t	4,000 t	10 t	100 t		
優良認定処 理業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
再生利用業 者への処理 委託量	1,500 t	0 t	4,000 t	10 t	100		
認定熱回収 業者への処 理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
認定熱回収 業者以外の 熱回収を行 う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
) 産業廃棄物の種 類	金属くず	廃プラスチッ ク類	廃油	混合物			
全処理委託量	0 t	5 t	0 t	1,000 t			
優良認定処 理業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t			
再生利用業 者への処理 委託量	0 t	5 t	10 t	1,000 t			
認定熱回収 業者への処 理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t			
認定熱回収 業者以外の 熱回収を行 う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t			

(今後実施する予定の取組)

可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかる。